

精華学研東部土地区画整理事業に係る堀池川雨水路整備工事に伴う 畑ノ前東遺跡発掘調査に係る発掘作業・整理等作業 特記仕様書

(発掘調査の着手)

第1条 現在(令和6年7月1日現在)、精華学研東部土地区画整理事業に伴う道路敷き部分の発掘調査が、8月31日終了の計画で進められており、本委託業務の現地調査着手は、原則として、この調査終了後とする。ただし、現在実施中の発掘調査の進捗状況により、精華町教育委員会が着手可能と判断した場合はこの限りでない。

(精華学研東部土地区画整理組合との協議)

第2条 調査区は精華学研東部土地区画整理事業地内にあり、調査については精華学研東部土地区画整理組合と協議、調整を行うこと。

2 精華学研東部土地区画整理組合との協議項目は、次のとおりとする。

- (1) 現場事務所及び材料保管場所等の用地について
- (2) 掘削残土の仮置場所
- (3) 出入口の交通誘導警備員
- (4) 仮設道路及び仮設設備の使用
- (5) 水替に伴う排水先
- (6) 上記以外の項目が発生した場合はその項目

(表土掘削)

第3条 調査区のうち、特に中央部付近は、現況の水田等の造成時に旧地形がかなり削平されているものとみられ、遺物包含層もきわめて薄く、また、残存遺構も総じて浅いものと推測される。したがって、これらの遺構を損なうことのないよう、重機掘削は特に慎重におこなうこと。

(『発掘調査報告書』の作成)

第4条 『発掘調査報告書』の作成において、調査地配置図や遺構全体図・遺構配置図など調査地全域を収める図面や、関連する写真については、先行する道路部分の調査成果(空中写真測量による平面図や写真など)を合成した図面、写真を作製し、掲載すること。